原議保存期間	１年（令和５年３月31日まで）
有　効　期　間	二種（令和５年３月31日まで）

警察庁丁生企発第381号、丁暴発第218号
令和３年６月１日
警察庁生活安全局生活安全企画課長
警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長

警視庁生活安全部長
警視庁刑事部長
警視庁組織犯罪対策部長　殿
各道府県警察本部長
（参考送付先）
各管区警察局広域調整担当部長

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に関連する特殊詐欺の予兆電話への対策の強化について(通達)

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に関連して、保健所職員や市役所職員等を名乗る者から現金を要求する電話等があったとの相談が多くの都道府県警察に寄せられており、相談の内容を踏まえると、大半が特殊詐欺の予兆電話とみられるところである。また、消費生活センター等には、ワクチン接種の予約代行を持ち掛ける不審な電話があったとの相談も寄せられている。

ワクチン接種に対する国民の関心は極めて高く、今後もこれに乗じた様々な内容の予兆電話が発生するおそれが否定できないことから、先制的に取組を強化し、その被害防止を図る必要がある。

以上を踏まえて、各都道府県警察においては、予兆電話の発生傾向に応じて、予兆電話の内容や、ワクチン接種は予約を含めて無料であるなどの注意点について、ウェブサイトへの掲載やＳＮＳの発信を通じて周知することはもとより、その文言の変化に応じた最新の情報の発信にも意を用いること。また、自治体及び関係機関に対して、ワクチン接種のウェブサイト上にて注意喚起をするよう働き掛けを行ったり、関係団体等と連携しながら、広報チラシを配布するなど、被害防止のための広報啓発活動を一層強化すること。

さらに、予兆電話について、その電話番号が判明した場合には、固定電話番号の利用停止要請の制度や警告電話事業等を有効に活用し、当該番号の迅速な無力化を図ること。